

第38回長浜市芸術文化祭 参加事業募集

芸術文化祭に参加される文化事業を募集します。

市内で開催され、芸術文化祭にふさわしい内容で広く市民を対象とした事業であれば参加できます。

【開催期間】 8月24日(土)～12月29日(日)

【申込方法】 公民館や文化施設に設置してある所定の用紙で申込みください。

【申込締切】 7月7日(日)



問 申 長浜市芸術文化祭実行委員会事務局(長浜文化芸術会館内) (☎63-7400)

第65回長浜市美術展覧会 出展作品募集

長浜文化芸術会館で開催する美術展覧会への出展作品を募集します。

【募集作品】 日本画・書・彫刻・洋画・写真・工芸

【出品資格】 長浜市または米原市に在住または通勤、通学する人および同市出身の学生が作成した、未発表の創作オリジナル作品。

【出品料】 1点につき500円

【出品点数】 1人につき日本画・洋画・書は1点、写真・彫刻・工芸は3点まで

【申込・搬入】 8月17日(土)・18日(日)に申込書と出品料を添えて搬入してください。

【搬入先】 長浜文化芸術会館(大島町)

【展示期間】 第1期(日本画・書・彫刻) 8月31日(土)～9月5日(木)

第2期(洋画・写真・工芸) 9月10日(火)～15日(日)



問 申 (公財)長浜文化スポーツ振興事業団(長浜文化芸術会館内) (☎63-7400)

関西フィルハーモニー管弦楽団 リラックスコンサート in長浜 vol.11

～夏の夕暮れのひと時、リラックス空間へのいざない～

毎年恒例、チケット完売の人気事業。良い座席は早めにお求めください！

【と き】 8月3日(土)17時開演(16時30分開場)
(※ウェルカムコンサートは16時10分～)

【ところ】 浅井文化ホール(内保町)

【出演】 関西フィルハーモニー管弦楽団(指揮:藤岡 幸夫)

【曲 目】 第1部

- ・ヴェルディ／歌劇「椿姫」前奏曲
- ・ワーグナー／楽劇「ニュルンベルクのマイスタージンガー」前奏曲
- ・指揮者体験コーナー／課題曲:カルメン

第2部

- ・ブラームス：交響曲第2番ニ長調

【入場料】 全席指定席 4,000円 ※未就学児入場不可

【前売所】 長浜文化芸術会館、浅井文化ホール、平和堂木之本店

【前売開始日】 6月15日(土)

【主催】 (公財)長浜文化スポーツ振興事業団



©HIKAWA



問 申 (公財)長浜文化スポーツ振興事業団(長浜文化芸術会館内) (☎63-7400)

行政
information

問 しょうがい福祉課(☎65-6518)、高齢福祉介護課(☎65-7789)

布団丸洗いサービスの受付を開始します

在宅で生活しているしょうがいのある人や、介護を受けている人が使っている布団の丸洗いサービスを実施します。

【受付期間】 6月3日(月)～17日(月) 8時30分～17時15分 ※土日を除く

【負担額】 原則利用料の1割

(代わりの布団を希望する場合850円、希望しない場合650円)

■しょうがいのある人

次のすべてに該当する人

①平成24年11月1日～平成25年4月30日の間に3か月以上在宅生活をしてきた人

②平成25年5月1日現在、次のいずれかの手帳を持っている人で、しょうがいのある人のみの世帯

またはそのしょうがいのある人と同居している人すべてが65歳以上の世帯の人

・身体障害者手帳(肢体不自由、視覚しょうがい、内部しょうがい)1級、2級

・療育手帳A1、A2

・精神障害者保健福祉手帳1級、2級

【申請時に必要なもの】

交付を受けている手帳、印鑑

申請窓口

しょうがい福祉課(東別館1階)

北部振興局

および各支所福祉生活課

行政
information

問 子育て支援課(☎65-6514)

児童手当現況届を提出してください

児童手当を受給している人は、毎年6月に現況届の提出が必要です。受給している人には用紙等を郵送しますので、必要事項を記入し、必要書類とともに提出してください。

必要書類については、郵送する書面を確認ください。

【提出期限】 6月28日(金)

提出先と受付時間

○子育て支援課(東別館1階)

・平日 8時30分～17時15分

・6月6日、13日、20日、27日(すべて木曜日は19時まで延長)

・6月23日(日)は日曜窓口を開設
8時30分～17時15分

○北部振興局および各支所福祉生活課
平日 8時30分～17時15分

国民年金からのお知らせ

問 彦根年金事務所国民年金課(☎0749-23-1114)

後納制度を利用ください

後納制度とは、時効で納めることができなかった国民年金保険料について、平成24年10月～平成27年9月の3年間に限り、過去10年分まで納めることができる制度です。

この制度を利用することで、将来の年金額を増やしたり、年金の受給資格が得られる可能性があります。利用には申込書の提出が必要です。詳しくは彦根年金事務所まで。

国民年金付加年金制度

国民年金第1号被保険者・任意加入被保険者が、定額保険料に付加保険料(月額400円)をプラスして納めると、老齢基礎年金に付加年金が上乘せされます。付加年金の年金額は、200円×付加保険料納付月数です。

後納制度・国民年金付加年金制度の申請について

【持ち物】 年金手帳と印鑑

【申請窓口】

保険医療課(市役所本館1階)、北部振興局・各支所福祉生活課または彦根年金事務所